

広島県公営企業管理規程第六号

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「による」を「に基づく」に改め、「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、同項第二号中「による」を「に基づく」に改め、同項第三号中「による」を「に基づく」に改め、「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、同項第四号中「による」を「に基づく」に改め、同条第二項中「同項第二号に掲げる課程又は学科目」を「同項第二号に掲げる学科目」に改め、「同項第三号に掲げる課程を修めて卒業した者」の下に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第三項第一号中「による」を「に基づく」に改め、同項に次の一号を加える。

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）

第十四条第四項第一号中「同項第二号に掲げる課程又は学科目」を「同項第二号に掲げる学科目」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項第三号に掲げる者にあつては一年以上

第十五条第二項中「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第三項第一号中「卒業した者」の下に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第四項第一号中「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

平成 年 月から平成 年 月までの使用予定水量

を

年 月から 年 月までの使用予定水量

に改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

平成 年 月から平成 年 月までの使用水量

を

「 年 月から 年 月まで  
の使用水量」

1265N°

「 平成 年 月 日」

「 平成 年 月から平成 年  
月までの使用予定水量」

」

「 年 月から 年 月まで  
の使用予定水量」

1265N°

「 平成 年 月 日」

「 変更後の平成 年 月から平成 年  
月までの使用水量」

」

「 変更後の 年 月から 年 月まで  
の使用水量」

1265N°

「 平成 年 月 日」

「 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで」

」

「 年 月 日から  
年 月 日まで」

1265N°

「 平成 年 月 日」

「 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで」

」

「 年 月 日から  
年 月 日まで」

1265N°

「 平成 年 月 日」

「 広島県公営企業管理者  
水道用水供給水道指定管理者  
」  
印  
を

「 広島県公営企業管理者  
」  
印  
」

「 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
間  
を  
」

「 年 月 日から  
年 月 日まで  
間  
」  
に於ける。

「 平成 年 月 日」を「 年 月 日」に

「 広島県公営企業管理者  
水道用水供給水道指定管理者  
」  
印  
を

「 広島県公営企業管理者  
」  
印  
」

「平成 年 月分」を「 年 月分」に於ける。  
「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
「平成 年度」を「 年度」に

「 平成 年 月 日から平成 年 月 日 時まで  
」  
を

「 年 月 日 時から 年 月 日 時まで  
」  
に於ける。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規程の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この規程による改正後の広島県水道用水供給水道条例施行規程第十四条第三項第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格したものであつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。